第4章　景観づくりの基本的事項

津和野町の景観形成について、景観法をはじめとする関連諸制度を活用し、町民・事業者・行政・関係者が協働して景観づくりを推進していくことが望まれます。その基本として、当計画では、次の景観像や行動目標・施策を体系化し、それを関係者が共有しながら協働推進するものとします。

1　景観計画による事項

景観計画は、一定の区域について、みんなが共有できる景観像（景観のあり方）や目標とともに、それを実現するための建造物等の建築など景観形成行為に対する届出・勧告を基本とした規制・誘導を示した制度です。景観計画には、地域の景観特性や景観像ならびに目標を達成するための「良好な景観形成に関する方針」を定め、その方針に即した建造物（建築物・工作物）の形態意匠、高さ、開発行為、木竹の伐採等に関する制限などを行います。

又、景観計画の区域にある建造物、樹木、屋外広告物、公共施設の他、農業振興地域や自然公園の領域など景観形成上重要な役割を果たしている対象や領域についても、全体が調和し一体的景観形成を行っていくことが望まれることから、景観計画に即した整備や規制などを定めることができます。

1-1 景観計画における指定内容

1 景観行政団体
- 津和野町

2 景観計画区域
- 津和野町全域を対象として景観計画を図ります。

3 景観形成地区
- 津和野町が独自に条例等で指定する地区とします。

4 景観地区
- 景観法における『景観地区』に該当します。

5 景観遺産
- 津和野町が独自に条例等で指定します。

5−1 景観建造物	●法第19条に基づく『景観重要建造物』に指定できるものとします。
5−2 景観樹木	●法第28条に基づく『景観重要樹木』に指定できるものとします。
5−3 生活文化景観	●文化財保護法第2条に基づく『景観文化的景観』に指定できるものとします。
5−4 眺望景観	●津和野町が独自に条例等で指定します。

6 重要公共施設
- 津和野町が独自に条例等で指定します。
- 法第47条に基づく『景観重要公共施設』に指定できるものとします。

2　景観計画区域

津和野町の優れた景観を保全し景観づくりを推進していくために、景観法第８条第２項第１号に規定する景観計画区域を津和野町全域とし、景観基本計画の策定を行ってきました。

2-1 景観計画における指定内容

景観法に定められた、景観計画の対象となる区域（景観法第８条第１項）として景観計画区域を定めます。

【指定区域】　都市、農山村その他の市街地や集落を形成している地域。また、これと一体になって景観をつくっている地域も含み、次のような区域を対象とします。

ア　現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域

イ　地域の自然・歴史・文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある土地の区域

ウ　地域間の交流の拠点となる土地の区域で、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要がある土地の区域

エ　地域の土地利用の動向からみて、不良な景観が形成されるおそれがある土地の区域

景観計画区域・・・・・・津和野町全域

2-2 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

景観計画区域である町内全域において適用される、津和野町にふさわしい良好な景観づくりのための方針を次のように設定します。

（１）基本方針

① 目的

大規模な建築物や工作物など（以後、建造物と呼びます。）の建設等は、周辺の景観に対し大きな影響を与える可能性があります。そのため、一定規模以上の建造物について、形態・意匠・色彩をはじめとする良好な景観形成に関する制限を定める必要があります。

また、大規模な造成など土地の形質の変更や木竹の伐採、ゴミや保存物の堆積・放置、土砂の採取などの行為も景観に大きな影響を与える可能性があります。これら良好な景観形成に影響や支障を及ぼす恐れのある行為について、良好な景観形成に関する制限を定める必要があります。

② 方針

津和野町にふさわしい景観づくりに向け、また、周辺の景観に新たな価値を付加しながら豊かな個性ある地域景観を造り育てていくことを基本にして、周辺の町なみや自然景観との調和に配慮することを目的として、大規模な行為（※１）に関する制限を定めます。

（※１）大規模な行為…建築物の場合、高さ13ｍもしくは４階建て又は建築面積が1,000㎡を超えるもの

（２）基本事項

① 基本事項

ア　大規模な行為は、周辺景観に対し大きな影響を与える可能性があることから、地域の個性や特性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮すること。

イ　大規模な行為を行うときは、景観計画を遵守し、良好な景観づくりに配慮すること。

ウ　大規模な行為については、津和野町全域を対象としていますが、良好な景観形成上重要な区域については、きめ細かく配慮すること。

② 共通事項

ア　大規模な行為を行おうとする計画用地の選定にあたり、周辺地区や景観形成上重要な区域の良好な景観を損なわないよう配慮すること。

イ　大規模な行為を行おうとするときは、周辺展望地からの眺望景観に配慮すること。

ウ　大規模な行為を行う計画用地内や周辺で、複数の建造物等の景観形成行為を行うときは、相互の調和について総合的に配慮すること。

エ　行為の期間中についても、周辺景観への影響に配慮し、周辺の緑化や囲い、遮へい等に工夫し修景に配慮すること。

（３）景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

全町を対象として　・・・　行為に際し次の届出が必要です。	
全町における制限 右の行為に際し、事業内容の届出が必要になります。	1　**大規模な景観行為（開発や建設等）を行うに際して** 規模の大きな建設や開発にあたり、面積や高さ、整備手法、また、色彩や形態等のデザインの工夫についての配慮が求められます。
	2　**屋外広告物を設置・掲出するに際して** 屋外広告物の設置にあたり、面積や高さなどに制限があります。また、色彩やデザインについての配慮が求められます。

（３）－１　大規模な行為

■ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第８条第２項第３号関係）

① 基本事項

ア　大規模行為が周辺の景観に多大な影響を及ぼすことから、地域の個性や特性を尊重し周辺景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努めること。

イ　大規模行為にあたり、津和野町景観計画を遵守し良好な景観の形成に努めること。

ウ　景観形成上重要な区域・地区、景観遺産等（景観建造物、景観樹木、生活文化景観、眺望景観）、道路や水路河川・ＪＲ等の景観軸および景観公共施設の周辺地については、特に良好な景観の形成に配慮すること。

② 共通事項

ア　大規模行為の事業計画地（以下「行為地」という）の位置選定にあたり、景観の良好な地域、景観遺産や景観軸、景観公共施設等の周辺の景観を損なうことのないよう配慮すること。

イ　行為にあたり、敷地内に複数の建築物・耕作物等の建造物を設ける場合には、施設間の調和やまとまりのある景観形成に努めること。

ウ　行為の期間中にも、取付け道路や工事景観の整理整頓など周辺の良好な景観に配慮し、また、緑化や工事塀等による修景に工夫すること。

（３）－２　個別事項

① 建築物の行為

行為	事項	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	01 位置	●行為地が、景観形成上重要な地区、良好な景観を形成している地区、景観遺産や主要な景観軸、景観公共施設等に近接する場合、また、良好な景観を形成する必要がある地域では、その保全に配慮した配置や位置とすること。 ●行為地周辺の建築物や環境について、景観の調和に配慮した配置・位置とすること。 ●行為地が幹線道路や景勝地に通じる道路等に接する場合は、道路景観や景勝地への影響が少ないよう当該道路から後退した位置での行為とすること。また、修景に配慮すること。 ●道路など公共空間の境界部について、空地の確保や緑化整備等を図り周辺景観との調和を図ること。 ●行為地が山稜の近傍にあるときは、稜線景観を遮らないよう尾根から低い位置とするなど景観に配慮すること。 ●駐車場や工事の出入口は、その数や幅を最小限にするとともに位置や隣接する道路景観について配慮すること。
	02 外構	●道路など公共空間の境界部分について、沿道との一体感や連続性を確保するよう配慮すること。 ●塀や柵・垣等について、周辺景観に調和するよう、高さや形態意匠、色彩材料等に配慮すること。
	03 規模	●景観形成上重要な区域・地区では、主要な展望地からの眺望を妨げることのないよう規模や配置等に配慮すること。
	04 高さ	●周辺の町並みや景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう配慮すること。 ●主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮すること。
	05 形態・意匠	●地域の景観と調和するよう配慮すること。 ●景観形成上重要な区域・地区に近接する場合、また良好な景観を形成する必要がある地域での行為は、さらに優れた景観の保全・育成に努めること。 ●周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠に配慮すること。

		●建築物の屋外階段や壁面施設・屋上設備など、建造物と一体感・統一感のある形態意匠に配慮すること。 やむを得ないときは、主要な展望地や道路など公共空間から直接見えないよう、被覆形態・配置などの工夫を行うこと。 ●建築物に設置する看板や広告塔などの屋外広告物は、設置を控え、やむを得ないときはその規模を最小にとどめ、建造物や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。
	06 色彩	●基調となる色彩は、落ち着きのある色彩および無彩色・素材色を用いることを原則とし、原色や原色に近い彩度の高い色彩の使用は避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 ●敷地内の屋外施設や工作物・その他の建造物の色彩は、大規模建築物本体および周辺の景観との調和に配慮すること。
	07 素材	●地域の景観を特徴づける素材に配慮するとともに、周辺の景観や町並みと調和する材料・素材の使用に努めること。
	08 付属建築物および付属施設	●建築物の屋外階段、壁面施設、屋上施設など付属建築物や付属施設について主体となる建築物と調和し、一体感・統一感のある形態・意匠、色彩・素材になるよう配慮すること。 ●車庫、自転車置場、倉庫、機械設備、ごみ集積所等付属建築物や付属施設について、周辺の景観と調和した形態・意匠、色彩・素材、配置に配慮すること。
	09 緑化	●敷地内はできる限り緑化に努め、また、敷地の境界部分は生け垣等による緑化に努めること。 ●樹様や樹勢の優れた樹木が位置しているときは保全し、敷地内の修景に活用するよう配慮すること。 ●地域固有の樹木や四季の演出に優れた植栽に努めること。
	10 照明	●過剰な照明を避け、使用光源は穏やかなものとし、周辺景観との調和した演出・修景に努めること。
	11 その他	●屋外駐車場は、出入口を最少に限定するとともに、安全を確保したうえで、生け垣や塀等により駐車の姿が直接見えないよう配慮すること。 ●アンテナや電線・架線・電柱等の共同集約化に配慮すること。 ●耐久性のある材料・塗料を用い、また、適切な維持管理により、その外観形態や色彩、景観の保守に努めること。

② 工作物の行為

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更	01 位置	●行為地が、景観形成上重要な地区、良好な景観を形成している地区、景観遺産や主要な景観軸、景観公共施設等に近接する場合、また、良好な景観を形成する必要がある地域では、その保全に配慮した配置や位置とすること。 ●行為地周辺の建築物や環境について、景観の調和に配慮した配置・位置とすること。 ●行為地が幹線道路や景勝地に通じる道路等に接する場合は、道路景観への影響が少ないよう当該道路から後退した位置での行為とすること。また、修景に配慮すること。 ●道路など公共空間の境界部について、空地の確保や緑化整備等を図り周辺景観との調和を図ること。 ●行為地が山稜の近傍にあるときは、稜線景観を遮らないよう尾根から低い位置とするなど景観に配慮すること。
	02 外構	●道路など公共空間の境界部分について、沿道との一体感や連続性を確保するよう配慮すること。 ●塀や柵・垣等について、周辺景観に調和するよう、高さや形態意匠、色彩材料等に配慮すること。
	03 規模	●景観形成上重要な区域・地区では、主要な展望地からの眺望を妨げることのないよう規模や配置等に配慮すること。
	04 高さ	●周辺の景観との調和に配慮し、突出した高さとならないよう配慮すること。 ●主要展望地の眺望や見通しを妨げることのないよう、高さに配慮すること。
	05 形態・意匠	●地域の景観と調和するよう配慮すること。 ●景観形成上重要な区域・地区に近接する場合、また良好な景観を形成する必要がある地域での行為は、さらに優れた景観の保全・育成に努めること。 ●周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠に配慮すること。
	06 色彩	●基調となる色彩は、落ち着きのある色彩および無彩色・素材色を用いることを原則とし、原色や原色に近い彩度の高い色彩の使用は避け、周辺の景観との調和に配慮すること。

	07 素材	● 地域の景観を特徴づける素材に配慮するとともに、周辺の景観や町並みと調和する材料・素材の使用に努めること。
	09 緑化	● 敷地内はできる限り緑化に努め、また、敷地の境界部分は生け垣等による緑化に努めること。 ● 樹様や樹勢の優れた樹木が位置しているときは保全し、敷地内の修景に活用するよう配慮する。 ● 地域固有の樹木や四季の演出に優れた植栽に努めること。
	10 その他	● 耐久性のある材料・塗料を用い、また、適切な維持管理により、その外観形態や色彩、景観の保守に努めること。

③ その他の大規模景観形成行為

行為	事項	景観形成基準
都市計画法第４条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為	01 変更後の形状	● 長大な法面または擁壁を生じないよう配慮すること。 ● 法面は、緑化可能な緩やかな勾配とすること。 ● 擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。 ● 行為後の、土地の不整形な分割や細分化、造成を避けること。
	02 緑化	● 行為に際して、地域の植生と調和した緑化修景に努めること。
	03 伐採	● 周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
	04 環境	● 敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 ● 生態系の保全など、環境保全に配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、土地の形質の変更	01 遮へい	● 敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 ● 景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、採取・掘採位置や方法に配慮すること。 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に配慮すること。

	02 事後の処理	●長大な法面または擁壁を生じないよう配慮すること。 ●法面は、緑化可能な緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観との調和に配慮すること。 ●擁壁は、周辺の景観と調和した形態や素材、勾配とすること。
	03 緑化環境	●行為を終了した箇所から、速やかに地域の植生と調和した緑化修景に努めること。また、自然環境の復元に努めること。
木竹の伐採	01 伐採	●周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避けること。
	02 環境	●敷地内にある良好な樹木、森林や水辺等の自然資源を保全し活用するよう努めること。 ●生態系の保全など、環境保全に配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	01 遮へい	●敷地外からの出入口は、最少限に限定すること。 ●景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、堆積の位置や方法・被覆に工夫すること。 ●遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に配慮すること。
	02 堆積の方法	●周辺の景観に配慮して適切な集積、貯蔵、維持管理に努め、放置しないこと。 ●景観の良い展望地や道路等の公共空間から直接見えないよう、物件の位置や堆積方法に配慮すること。 遮へいするときは、場所になじむ植栽や塀等を用い、周辺の景観との調和に配慮すること。
水面の埋立	01 変更後の形状	●沼池や田等水面の埋立にあたり、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

（３）－３　行為の届出

① 届出の必要な行為

景観法第16条第１項の規定により、条例・規則で定める行為をしようとする場合は、あらかじめ、町に届出が必要です。

■届出手続きの流れ

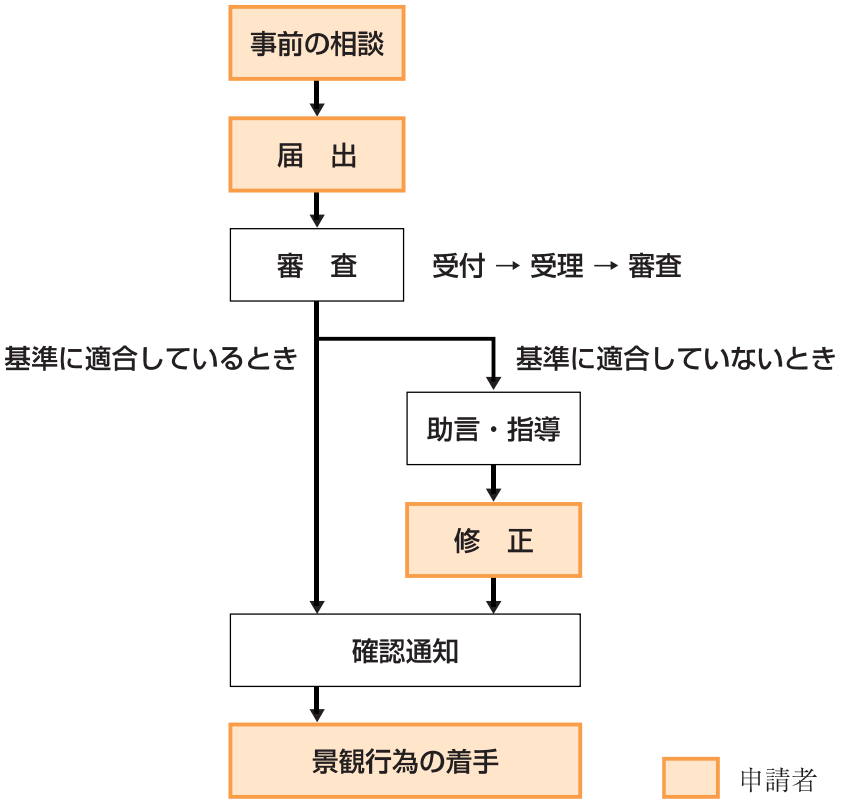

（３）－４　景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限

① 屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限

津和野町全域に適用される津和野町屋外広告物についての許可基準は、島根県屋外広告物条例に準拠し次の事項を定めます。また、景観形成地区などで、個別に定めた屋外広告物に関する制限事項は、各地区で定めた方針で制限されます。

①－１ 基本事項

今日の経済活動に屋外広告物は不可欠ですが、これを放置すると、無秩序な広告物が氾濫し、自然風致や町の美観が損なわれるため、周辺景観と調和した適切な広告物の表示・設置が望まれます。屋外における広告物については景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うものとし、今後、景観法第８条第２項第５号のイに規程する『屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限』に関わる事項を定めるものとします。また、「良好な景観の形成及び風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」という観点から基準を定めるものとします。

ア　建築物に設置する看板や広告物は、必要最小限の規模及び設置箇所数にとどめること。
イ　建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。
ウ　建築物の全体壁面を利用した広告、開口部への広告掲示、テント広告、広告網等については設置しないこと。
エ　公共空間を占用する屋外広告物は、基本的に設置しないこと。

①－２ 屋外広告物の許可手続

■事前相談と届出

広告物等を掲出しようとするときには、津和野町役場と事前に相談し、場所や規模、形態や色彩等について届け出てから、指導等を受け、その終了後、着工すること。

② 許可基準

事項	景観形成基準
1 規模	ア　広告物の掲出が制限される区域では、表示総面積は７㎡以下とすること。 イ　広告物の掲出が制限されない区域では、高さ10ｍ以下、表示総面積は10㎡以下とすること。 ウ　建築物の屋上に設置する広告塔又は広告板は、屋上から高さ２ｍ以下とすること。 エ　建築物、工作物を利用する突き出し看板は道路占用許可基準に応ずるものとし、良好な景観の区域、眺望のよい眺望点の周辺での掲出を禁止します。 オ　道路上を横断占用するアーチ看板は新設を認めません。 カ　道路上への立て看板の設置を認めません。 キ　電柱、街灯柱、消火栓標識等を利用した添加看板・巻付看板は１柱につき１か所が原則です。また、表示面積は１㎡以下とします。
2 形態・意匠	ア　建築物の投影面を超えないこと。 イ　形態・意匠、取付け等を建築物と一体的に行うこと。 ウ　周辺の景観に調和する落ちつきのある意匠・形態とすること。 エ　点滅するネオンサイン等は使用しないこと。
3 色彩及び素材	ア　原色などけばけばしい色調を避け、設置する建築物や周辺の景観に調和する落ちつきのある色彩や素材とすること。 ●彩度・明度の低い色彩を基本とします。 ●建築物と調和する色彩を一体的に配慮します。 イ　蛍光性のある塗料は使用しないこと。
4 その他	ア　自家の広告物を基本とし、貸し看板の設置を制限します。 イ　木造建築物の屋根への屋外広告物の設置を制限します。

（３）－５　建造物の形態意匠・色彩

建築物及び工作物（以下「建造物等」）の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕や模様替えまたは色彩の変更（以下「景観行為」といいます。）において、色彩は次のように使用することを基本とします。

① 景観を整える色彩の基本的な配慮事項

建造物等は周囲の景観になじむ色彩を基本とします。

①－１ 周辺の景観に調和する色彩を基本とします。

ア　周辺の緑地や河川等の自然景観、田畑や集落の田園景観等との一体感、町並みの連続性やまとまり等に配慮し、周辺と調和する形態・意匠、素材、色彩を用いる事を基本とします。

イ　原色や原色に近い色彩などけばけばしい色彩を避け、低明度、低彩度の落ち着きのある色彩及び無彩色の使用を基本とします。

【色彩の定義①】

■無彩色：白色、灰色、黒色等の色相を持たない色
■素材色：塗装材以外の、使用する素材そのものの色彩
■落ち着きのある色彩及び色調：原色に白・灰・黒等の色彩を混色した彩度の低い色彩
■原色　：基本色及びさらに彩度の高い色彩
■明るい色彩及び色調：彩度がやや高く、明度の高い色彩・色調

ウ　強調色、アクセントカラーとして用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限にとどめます。

【色彩の定義②】

■基調色：建造物の外観全体及び視認できる面の大部分を占める色彩
　　ベーシックカラー
■強調色：強調する色彩。適度な変化や演出効果をあげる、又は対象となる建造物等を強調・顕在化し、全体を引き締める効果もあります。
　　アクセントカラー
■配合色：基調色の補色として活用する色彩。相性の良い組み合わせ色を使用する。形や材質感を生かせる色彩として用います。
　　アソートカラー

①－２ 建造物の慣例色を中心に色彩を計画します。

ア　津和野町では、暖色系の彩度の低い色（低彩度色）が多く使われています。建造物等に使われてきた慣例色は、町の風土や生活・習慣、機能、美観などの地域に根ざした価値観などで培われてきたもので、地域の合理的な基本色であり、これを中心に配色していくことを基本とします。

② 建造物の色彩基準

町内全域において、外壁等に使用する基調色は、次を基本とします。

② －１ 使用を避ける色彩

ア　原色や原色に近い色彩などけばけばしい色彩を避けます。

イ　周辺の景観における慣例色と調和しない色調を避けます。

色相	明度	彩度
共通	明度７以上の色彩の時は、	彩度２を越える色彩の使用を避ける。
	明度５以上７未満の色彩の時は、	彩度３を越える色彩の使用を避ける。
	明度５未満の色彩の時は、	彩度４を越える色彩の使用を避ける。

【ア　景観計画区域（全町）における基調色、配合色】

- 低明度・低彩度の落ち着きのある色彩、及び無彩色を基本とします。
- 木材や石材等の自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

基調となる色彩（基調色、配合色）			
色相		明度	彩度
N　（無彩色）	0.0～9.9		
R　（赤）		全範囲	6以下
YR（黄赤）			
Y　（黄）	0.0～4.9Y		
	5.0～9.9Y		4以下
GY（黄緑）			
G　（緑）			
BG（青緑）			2以下
B　（青）			
PB（青紫）			
P　（紫）			
RP（赤紫）			

【イ　景観計画区域（全町）における屋根の色彩】

- 屋根の色は、石見赤瓦の、R彩度の低い（彩度６以下）茶褐色を基本とする。

屋根の色彩			
色相		明度	彩度
N　（無彩色）	0.0～9.9	8以下	
R　（赤）		6以下	6以下
YR（黄赤）		6以下	6以下

【ウ　景観計画区域（全町）における強調色】

●強調色の使用は、色数をできるだけ少なくするとともに、使用面積は、最小限度にとどめる。

●景観のまとまりのある歴史的地域や、景観の整った地区では、強調色を使用しないこと。

●通常は、外壁の立面面積の１／５以下の表示面積とする。
（対象が大規模のときは、外壁の立面面積の１／２０以下の表示とする。）

強調して用いる色彩（強調色）			
色相		明度	彩度
N　（無彩色）	0.0～9.9		
R　（赤）		全範囲	10以下
YR（黄赤）			
Y　（黄）	0.0～4.9Y		
	5.0～9.9Y		8以下
GY（黄緑）			
G　（緑）			
BG（青緑）			6以下
B　（青）			
PB（青紫）			
P　（紫）			
RP（赤紫）			

津和野町の良好な景観色彩についての色彩マップ

●津和野町における良好な景観を形成する　色彩調査により、
次のような色彩を抽出できます。

島根県「しまね景観色彩ガイドライン」より

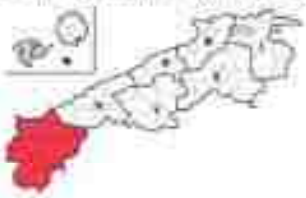

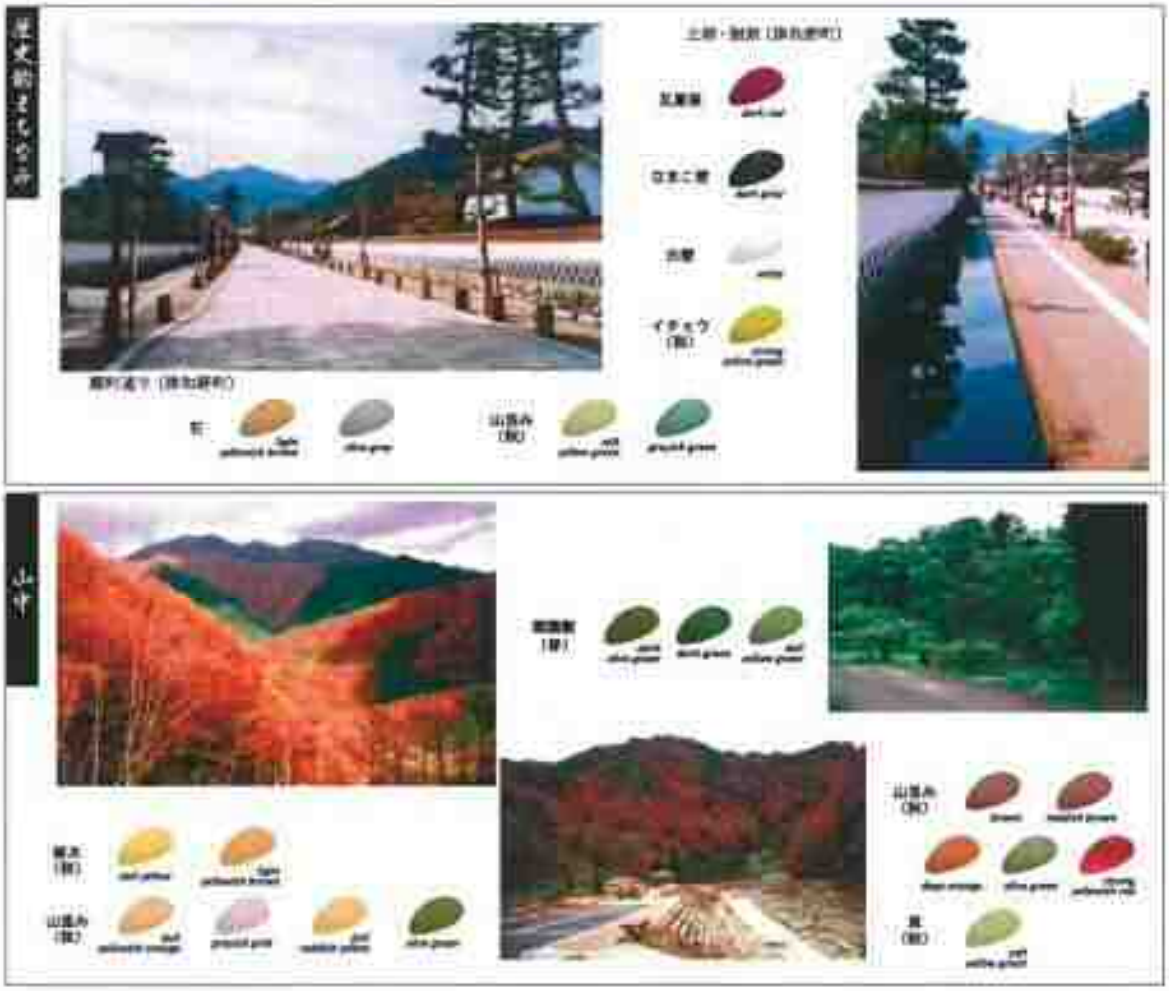

■カラーパレット -1　丘陵田園・盆地田園・山間田園

●カラーリングに際し次のような色彩が推奨されます。

メインカラー（基本色）

サブカラー（メインカラーもサブカラーとして用いることができます）（補助基本色または調合色）

リブカラー（鉄塔や橋など単色の構造物の色彩）

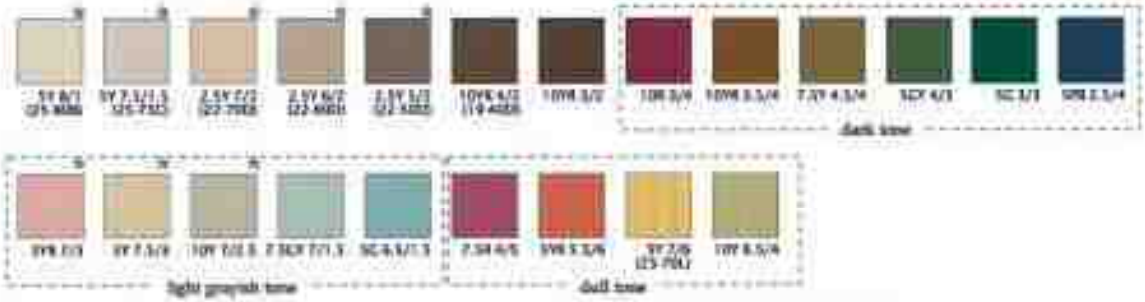

高度 40m 以上の柱は台形の色から選定

dull tone は景観のアクセントとして橋梁等に用いる場合に使用します

アクセントカラー（強調色）（メインカラー・サブカラー・リブカラーもアクセントカラーとして用いることができます）

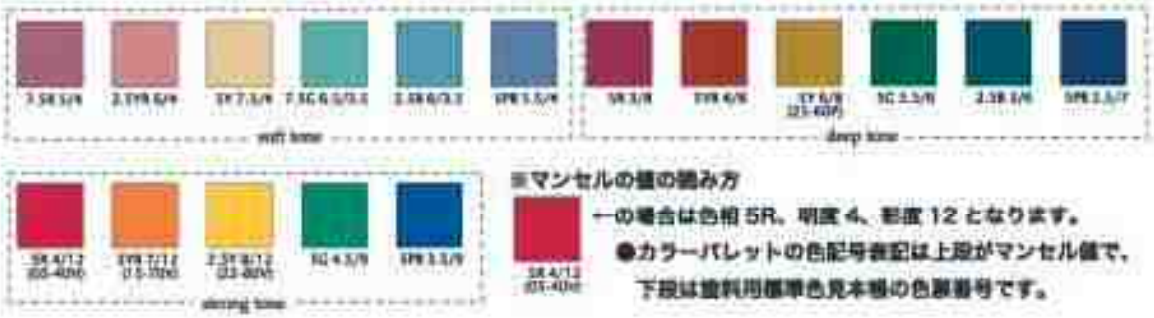

※マンセルの値の読み方

一の場合は色相 5R、明度 4、彩度 12 となります。

●カラーパレットの色記号表記は上段がマンセル値で、下段は塗料用標準色見本帳の色番号です。

■カラーパレット -2　山中

メインカラー

サブカラー（メインカラーもサブカラーとして用いることができます）

リブカラー

アクセントカラー（メインカラー・サブカラー・リブカラーもアクセントカラーとして用いることができます）

渋谷カラーパレット -3　渋谷

メインカラー

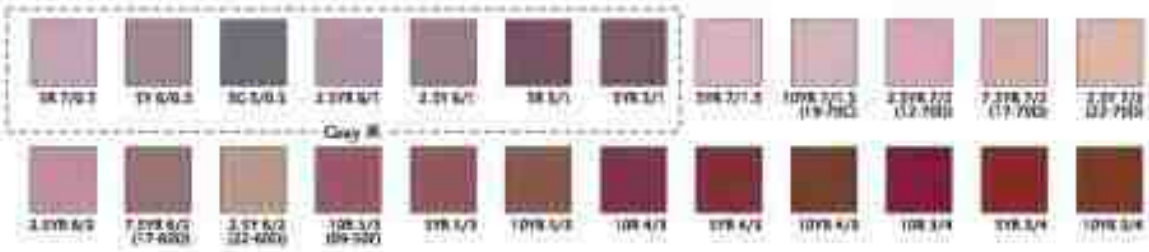

サブカラー（メインカラーもサブカラーとして用いることができます）

リブカラー

アクセントカラー（メインカラー・サブカラー・リブカラーもアクセントカラーとして用いることができます）

■カラーパレット -4　歴史的なまちなみ

メインカラー／サブカラー

同じ歴史的建造物群でも地域によって色の使い方が異なります。
周辺の歴史的建造物の色彩に合わせてください。
●アクセントカラーは禁止します。

リブカラー

■カラーパレット -5　小規模まちなみ

メインカラー

■背景が山となる施設

サブカラー（メインカラーもサブカラーとして用いることができます）

リブカラー

道路 40km 以上の柱は☆印の色から選定

アクセントカラー（メインカラー・サブカラー・リブカラーもアクセントカラーとして用いることができます）

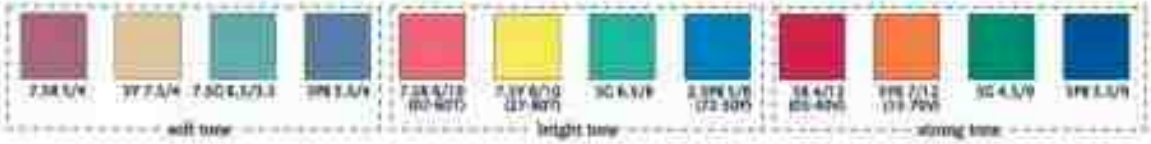

（蛍光色は原則的に禁止です）

3　景観形成地区

（1）景観形成地区の目的

景観計画区域（津和野町全域）のうち、特に良好な景観についてこれを保全し、今後とも良好な景観の形成を図るため、町が独自に自主的な内容項目として景観形成地区を指定し、景観づくり活動を誘導・支援するものとします。

景観形成地区…良好な景観を保全し、また今後とも良好な景観の形成を図るため津和野町が指定する地区

（2）景観形成地区に関する方針

① 基本方針

本計画では津和野町全域を景観計画区域の対象にしていますが、さまざまな地域景観の多様性や個性・特性から、住民の意識づくりや合意形成を図り、地域や地区の状況に準じた個別の景観計画を策定し、きめ細やかな景観づくりを推進することとします。

② 景観形成地区等の指定基準

景観形成地区の指定に際し、次のような条件から選定します。

ア　景観の優れた地区

- 落ち着きのある佇まいや調和のとれたまとまりのある景観など、現にある良好な景観をとどめ今後も保全・継承を含めた景観形成が求められる地区

イ　地域の個性的景観のある地区

- 津和野町の貴重な自然・風土や歴史・文化・生活感をとどめ、今後も地域にふさわしい良好な景観の保全・形成を推進する必要のある地区
- 地域の代表的・象徴的な景観のある地区

ウ　人々に親しまれている地区

- 住民・町民に親しまれ、眺望景観・眺望点が優れている地区

エ　総合的な景観づくりが求められる地区

- 良好な景観づくりとして、総合的に景観形成が求められる地区

オ　景観づくりが急がれる地区

- 地域の土地利用の動向や景観の変化等からみて景観づくりが急がれる地区
- 上位・関連計画等により、新たに景観づくりが望まれる場所

カ　景観づくりの取り組みに意志のある地区

- 地域住民の景観づくりの意向や意志のある地区
- 地区住民等がまちづくりや景観づくり等を推進してきた実績のある地区

（３）各景観形成地区の指定

Ⅰ　津和野地域の景観形成地区

これまでの津和野町環境保全条例の対象地区である中心市街区域を基本とし、特に、この地区は津和野盆地で面的に広がるまとまりのある景観を形成しており、それぞれの地区特性に応じて六つの地区にゾーニングします。盆地内のほぼ都市計画区域全域の範囲が該当します。（一部、区域外も含まれます。）

- 津和野盆地の範囲で、殿町・本町地区から見通せる区域で、盆地内のほぼ都市計画区域全域の範囲を基本とします。

  東側･･･青野山方面の枯木山・菊芳山山麓、国道９号から200m付近までの範囲

  南側･･･野坂山方面大蔭山山麓、山陰道の南50m付近までの範囲

  西側･･･城山・津和野城本丸・出丸、枕流軒など山頂及び鷲原八幡宮を結ぶ範囲
  （都市計画区域線による区分の範囲）

  北側･･･枕流軒の尾根と稲成神社、津和野川の尾曽部橋から天神橋を結ぶ範囲
  （都市計画区域線による区分の範囲）

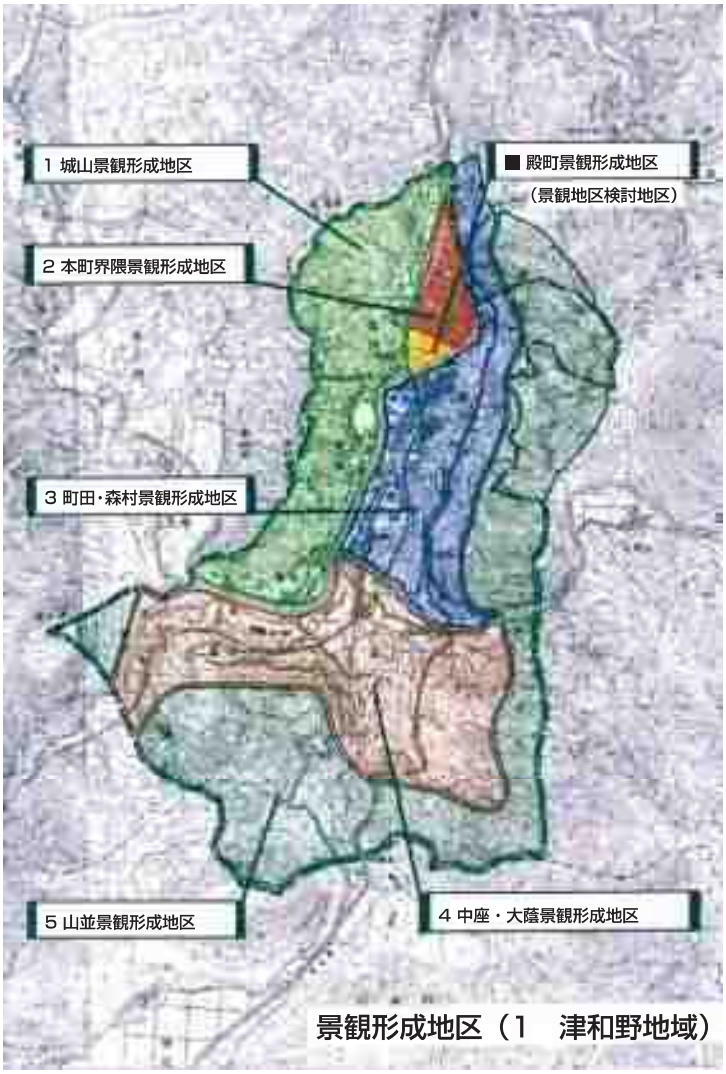

景観形成地区（1　津和野地域）

①　城山景観形成地区

城山を中心として尾根部の東側、津和野の市街から眺望できる部分で、中世からの津和野城の城郭および武家町の歴史をとどめる区域を「城山景観形成地区」とします。

- 城山の津和野城本丸、出丸を中心に、南は鷲原八幡宮と鷲原地区の一部（津和野川の北部）北は興源寺を含む地区を基本とします。

  東側･･･【北部】城山の尾根筋から津和野川までの範囲（津和野川の中心まで）
  　　【南部】ＪＲ山口線まで（鉄道敷地の東まで）
  南側･･･　津和野川までの範囲（鷲原地区）（津和野川の中心まで）
  西側･･･　城山の尾根筋までの範囲（都市計画区域線による区分の範囲）
  北側･･･　城山の尾根筋と津和野川までの範囲で、興源寺の北側までの地区
  　　（都市計画区域線による区分の範囲）

- 津和野城の遺構の残る地区で、山城とかつて築城当時の大手門や縄手等の他、城防御の流れを組む寺町界隈を含んだまとまりのある景観地区を対象とします。

■永明寺

■出丸跡

■鷲原八幡宮

■津和野川と鷲原地区

■津和野川用水路取水樋付近

■乙女峠マリア聖堂

②　本町界隈景観形成地区（本町、祇園丁、新丁等地区）

津和野城下町のうち、かつての武家町の遺構であるろうそく型土塀の続く町並みや、商人町・職人町などかつての町人町の雰囲気を残し、現在もその歴史を町名にとどめている区域（本町・新丁・祇園丁・鉄砲丁・万町・風呂屋丁・今市通り・駅前通り・高岡通りなどの町並み景観が広がる区域を「本町界隈景観形成地区」とします。

● 基本的に、江戸から明治・大正・昭和に至る多様な歴史的な町家が立ち並ぶ地区を対象とします。石州赤瓦のまとまりのある甍景観、白壁やなまこ壁、土蔵、格子戸等木製建具の町家、蝋燭型土塀などの建造物が落ち着きのある景観を形成しています。

東側･･･津和野川までの範囲（津和野川の中心まで）

南側･･･殿町との境界道路まで（道路の中心線まで）なお、殿町地区の西側部、高岡通りとＪＲ山口線までの区間を本町界隈景観形成地区に含む。

西側･･･ＪＲ山口線までの範囲（ＪＲ山口線の敷地東まで）

北側･･･鉄砲丁橋、ＪＲ山口線鉄橋までの範囲

■本町通りの白壁と格子戸、赤瓦の町屋

■今市通りの木製建具と黄壁の町屋敷

■新丁通りのろうそく型土塀

■本町通りの白壁土塀と赤瓦の門

■本町通りの木製建具と黄壁の町屋

■本町通りの石州赤瓦の家並み

③　町田・森村景観形成地区

津和野城下町のうち、かつての半農の武家町の雰囲気を残し、本町とともに、津和野盆地の石州赤瓦によるまとまりのある景観を形成している区域について「町田・森村景観形成地区」に指定するものとします。

- 津和野旧市街のうち、かつての武家町、現在、住宅地と畑地とが混在する町田・森村地区の市街を基本とします。
  東側･･･津和野川東から、国道９号沿いの東、100ｍまでの範囲
  南側･･･津和野川新橋まで（橋、道路の中心まで）の範囲
  西側･･･津和野川まで（津和野川の東まで）の範囲
  北側･･･津和野川および興源寺の北、三軒家まで（津和野川の東100ｍまで）の範囲
- かつての武家町として、随所に歴史的雰囲気をとどめ、落ち着きのある住宅地と田畑の広がるのどかな歴史的雰囲気をとどめる地区を対象とします。

■津和野小学校

■白壁の弥重庄屋屋敷と土蔵屋敷

■今も残る森村地区の主水畑（遠景）

■森村の赤瓦の蓮得寺

■今も残る森村地区の主水畑（近景）

■赤瓦、板壁の落ち着きのある商家の建物

④　中座・大蔭景観形成地区

津和野盆地の市街地の南に広がる、かつての主水畑の雰囲気をとどめる中座・門林地区や鷲原地区、高田地区の農耕田園地帯を「中座・大蔭景観形成地区」とします。

- 盆地周辺の山並・山麓部、津和野川の河岸段丘地帯の棚田や旧主水畑の広がる農耕田園の景観地区を基本とします。

  東側･･･国道９号の東、旧主水畑の広がる山裾から尾根筋まで、市街から眺望できる範囲

  南側･･･野坂山山系の山裾までの農耕地の広がる、山陰道の南50ｍまでの範囲

  西側･･･雲井峰山麓、門林の旧主水畑から眺望できる範囲

  北側･･･津和野川および国道９号西津和野大橋までの範囲

- 津和野盆地のまとまりのある甍風景を補完する田園景観地区で、市街から眺められる陶が嶽・野坂山など旧城下町の象徴景観を彩ると同時に、旧主水畑や石積み水路、古民家、社叢等が点在する歴史的な生活文化イメージを形成しています。

■中座の酒造所建築

■旧街道筋

■門林の古民家

■若宮神社

■中座地区の旧主水畑

■中座地区の旧主水畑と集落

⑤　山並景観形成地区（津和野盆地周辺の山麓地区）

津和野盆地を取り巻く山地のうち、盆地の東から南に広がる区域を「山並景観形成地区」とします。

- 東の青野山山系の尾根筋や、南の野坂山山系のうち、ほぼ都市計画区域の範囲までの区域を「山並景観形成地区」とします。

  東側･･･国道９号の東200ｍの山麓部から、青野山山系の小尾根を結ぶ都市計画区域の東境界までの範囲

  南側･･･山陰道の南50ｍの農耕地区から野坂山に至る町境までの都市計画区域の範囲

  西側･･･ＪＲ山口線の東50ｍの範囲

  北側･･･青野山トンネル上までの範囲

- 津和野盆地のまとまりのある甍景観と、その周辺に広がる農耕田園地帯の眺望点となる地区であるとともに、盆地内景観を補完する周辺の山並み景観区域として当地区を景観形成地区とします。

■青野山と山麓景観

■陶が嶽、野坂山と山麓景観

■大蔭地区の鳥瞰

■国道９号から見た中座・大蔭地区の棚田風景

■陶が嶽の眺望

■　殿町景観形成地区

津和野藩校養老館や多胡家老門、津和野カトリック教会、津和野町役場（旧鹿足郡役所）など有形指定文化財の集積する殿町界隈を中心とした、江戸から昭和期までの各時代の歴史を留める殿町地区を「殿町景観形成地区」に指定します。

- 津和野大橋より北、津和野川と高岡通りに挟まれた三角地帯の歴史的町並みの広がる区域を「殿町景観形成地区」とします。

  東側･･･津和野川までの範囲（川の左岸まで）

  南側･･･津和野川、津和野大橋までの範囲（川の左岸まで）

  西側･･･高岡通りの東までの範囲

  北側･･･カトリック教会・幼稚園北の通り（かつて武家町と町人町の境界で旧枡型があった）までの範囲（道路の中央部まで）

- 有形指定文化財の他、町民センターや幼稚園等の公共施設や歴史的雰囲気を残す町家、鯉の群遊する掘割と白壁土蔵、街道松の巨木などが残り、津和野城下町の雰囲気を色濃く残す界隈を形成していることから、町の景観を代表する区域として景観形成地区とします。

■白壁となまこ壁の町並み

■殿町通りと城山

■武家門と土塀の通り景観

■鯉の群雄する堀割水路

■殿町通りの鳥瞰

■津和野カトリック教会

Ⅱ　町内各所の景観形成地区

これまでの津和野町環境保全条例の対象地区以外の地区で、特に、主要な河川景観軸や道路景観軸として軸線状に広がる景域と、津和野景観の典型的な農村田園景観の広がるモデル的景域、および町の中心的な市街地となる地区を景観形成地区とします。

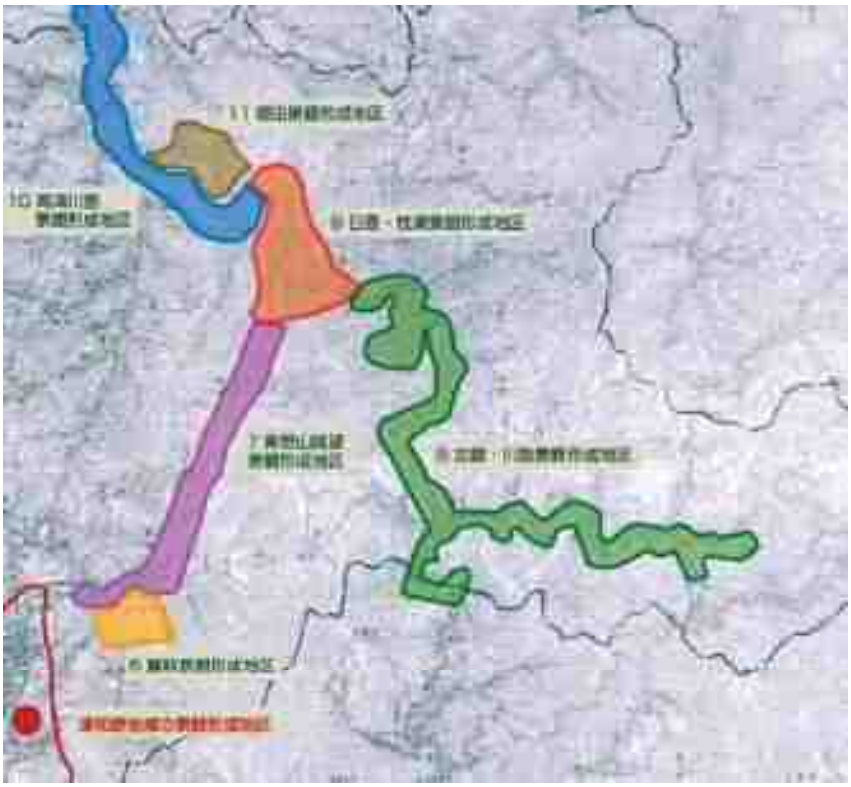

⑥　麓耕景観形成地区（耕田）

青野山北山麓の棚田の広がる丘陵地区を「麓耕景観形成地区」として指定します。

- 青野山北山麓、津和野川南の丘陵地区域で、国道９号からの沿道景観として見通せる区域を基本とします。
  東側･･･直地川・木野谷川までの範囲
  南側･･･中国自然歩道付近までの範囲
  西側･･･青野山の麓耕崩（ろくごうくずれ／又は耕田崩）の下手までの範囲
  北側･･･津和野川までの範囲
- 旧棚田が段状に広がる、青野山を背景にしたまとまりのある景観の地区

■整然とした麓耕地区の集落

■青野山の麓の麓耕地区集落

⑦　青野山眺望景観形成地区（国道９号沿線）

国道９号および津和野川、ＪＲ山口線沿線の区域で、特に、国道９号を移動しながら青野山を象徴的に眺望できる範囲を「青野山眺望景観形成地区」とします。

- 青野山の北、青野山を象徴的景観として眺望できる国道９号沿いの区域で、直地や滝元の沿線集落を含む地区を基本とします。
  東側･･･国道９号から見える範囲で、国道から両側50ｍ程度の田園地帯
  南側･･･直地の津和野川、麓耕までの範囲
  西側･･･和田地区、国道９号の津和野大橋までの範囲
  北側･･･小直、枕瀬の青野山が見える範囲
- 津和野町の象徴的景観である青野山を望む田園地区

■国道９号と青野山の眺望

■国道９号沿いの集落と茶畑

⑧　左鐙・川筋景観形成地区（吉賀川（高津川）・横道川等支流の川筋地区）

左鐙地区の吉賀川（高津川）ならびに支流の横道川を中心としてその沿川・川筋の谷あい地区を「左鐙・川筋景観形成地区」とします。

- 吉賀川（高津川）ならびに支流の横道川は、河川の水景軸として津和野町の象徴的景観のひとつです。吉賀川に沿う国道187号の道路景観軸ともなり、これら川筋には、美しい渓谷や集落・棚田等が点在することから、景観地区の対象とします。
  東側･････････横道川筋の横道地区までの範囲（川の両岸50ｍの範囲）
  南側･････････吉賀川（高津川）の町境界・新畑までの範囲（川の両岸50ｍの範囲）
  西側・北側･･･日原・枕瀬地区の吉賀川（高津川）と津和野川の合流部、天文台下までの範囲
- 吉賀川（高津川）ならびに支流の横道川筋域の渓流景観と安蔵寺山山塊などの緑深い山林、谷あいの主水畑やワサビ田の点在する集落景観が、津和野町の典型的景観を形成しています。

■横道地区の「杣の里」

■岳地区集落からの山並景観

⑨　日原・枕瀬景観形成地区

高津川と津和野川の合流部の日原・枕瀬地区。広がりのある合流部景観と石州赤瓦のまとまりのある町並み景観のある区域を「日原・枕瀬景観形成地区」とします。

- 津和野町の市街地のひとつである日原地区には、町の中心機能が集約立地しており、吉賀川（高津川）や津和野川の自然と町並みの景観が融合して、広がりのある独特の景観を形成しています。

  東側･････････吉賀川（高津川）、日原天文台下までの範囲

  南側･････････津和野川流域の枕瀬地区、日原天文台下までの範囲

  西側・北側･･･河村・脇本地区との境までの日原地区の範囲

- 河川軸の合流点であるとともに、国道９号、187号の道路景観軸の合流点でもあり、北・東の津和野の拠点景観として、今後の景観形成が望まれる地区です。

■まとまりのある日原の町並み

■ＪＲ日原駅前

■天文台から見た日原の町並み

■日原の町並み、昭和初期様式の家屋

■天文台

■高津川土手筋の赤瓦の旧家

⑩　高津川筋景観形成地区（青原、下瀬、池村、河村等地区）

日原枕瀬の河川合流点の下流部に広がる、高津川のゆったりした景域を「高津川筋景観形成地区」とします。

- 津和野町では数少ない流域に小平野が広がる地区で、国道９号やＪＲ山口線も位置し、益田方面からの玄関口的景観を形成しています。
  東側・南側･･･高津川・津和野川の合流点の下流、日原地区までの範囲
  西側・北側･･･高津川の、益田市との町境まで
- 高津川の河川景観軸と、国道９号・ＪＲ山口線の移動景観軸が合流する地区で蛇行する川と焦点となる下瀬山（城址）が織りなす景観が町の典型的景観を形成しています。

■青原小学校

■青原周辺の高津川

■青原八幡宮

■河村地区の高津川沿いの集落景観

■河村地区付近の高津川

⑪　堤田景観形成地区（池村の堤田地区）

高津川海生段丘上の田園農村地域を基本に「堤田景観形成地区」として指定します。

- 高津川北岸の河岸段丘上の丘陵地農村区域で、山林部に囲まれた全体区域が見通せる範囲を基本とします。
  東側･･･カントリーパークまでの範囲
  南側･･･ＪＲ山口線付近までの範囲
  西側･･･山林までの範囲
  北側･･･山林までの範囲
- 下瀬山を象徴として、高津川をはさんで北部に広がる丘陵地農村区域
- 大元神社跡の大クスノキ、下瀬山城の鬼門部（北東部）に位置する三渡八幡宮等の多様な資源を象徴とし、まとまりのある石州赤瓦の民家集落景観が広がる地区

■大元神社跡の大クスノキ

■整った赤瓦葺き屋根の集落の景観

■照葉樹の里山と集落の田園景観

■カントリーパークと下瀬山

■三渡八幡宮の社叢

■三渡八幡宮本殿

〔景観形成基準〕　景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針

景観形成地区	景観づくりのテーマ	主要な景観づくりの取り組み
共通事項	「日本のふるさと・津和野」の景観づくり	○固有の景観づくり ○身近な景観づくり ○みんなの景観づくり
■ 殿町景観形成地区	城下町の歴史的景観づくり（歴史的景観の顕彰・保全・育成と伝承）	●伝統的な町並みと調和した形態意匠・色彩とする。 ●堀割と白壁等の殿町界隈の町並み景観を保全する。 ●野坂山・陶ヶ嶽、津和野川の眺望景観を保全する。
1 城山景観形成地区	自然と調和した城山周辺の歴史的景観づくり	●藩政時代の歴史的景観を保全する。 ●鷲原八幡宮･永明寺等の歴史的資源の保全と、自然や町並み景観とが調和した形態意匠・色彩とする。
2 本町界隈景観形成地区	まとまりのある歴史的町並み景観づくり	●本町界隈の町並みと調和した形態意匠・色彩、高さ等を制限し、良好な歴史的景観を保全する。 ●青野山や城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
3 町田・森村景観形成地区	田園と一体になった歴史的町並み景観づくり	●歴史的景観に調和した形態意匠・色彩とする。 ●旧主水畑の生活文化景観や野坂山･陶が嶽、城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
4 中座・大蔭景観形成地区	津和野盆地の田園景観づくり	●各所の歴史的遺産や田園集落景観を保全し、これに調和した形態意匠・色彩とする。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。
5 山並景観形成地区	津和野盆地周辺の山麓田園景観づくり	●津和野盆地周辺の借景的景観の保全を図る。 ●主要交通軸や展望地からの眺望景観を保全する。 ●青野山･城山等の象徴的景観の見通しを保全する。
6 麓耕景観形成地区	青野山を背景にした田園集落景観づくり	●青野山を背景に、山麓に広がる段々畑と果樹園、集落によるまとまりのある景観を保全し、これに調和した建造物の形態意匠・色彩・高さとする。
7 青野山眺望景観形成地区	国道9号沿いの、青野山を象徴としたまとまりのある眺望景観づくり	●国道９号やＪＲ山口線からの青野山眺望を妨げないよう建造物等の位置・配置に配慮し、沿道の集落と自然景観とが調和する形態意匠・色彩を用いる。
8 左鐙・川筋景観形成地区	高津川本支流の、自然と一体的な川筋集落景観づくり	●高津川本支流域の景観に調和する形態意匠とする。 ●石積み棚田や段畑等の生活文化景観を保全する。 ●渓谷や川筋の四季折々の自然景観を保全する。
9 日原・枕瀬景観形成地区	高津川合流点地区の、まとまりのある町並み景観づくり	●高津川合流点の広がりのある河川景観を保全する。 ●まとまりのある町並み景観に配慮した形態意匠・色彩、高さとする。
10 高津川筋景観形成地区	高津川流域の、まとまりのある田園集落景観づくり	●高津川中流域の広がりのある河川や山並み景観を保全し、これに調和する集落の建造物の形態意匠・色彩・高さに配慮する。
11 堤田景観形成地区	里山に囲まれた田園の集落景観づくり	●照葉樹林の里山に囲まれたまとまりのある農村田園景観と調和する形態意匠・色彩、高さとする。 ●下瀬山や大クスノキ等の象徴的景観を保全する。

※方針及び基準に拠りがたい場合は、津和野町が津和野町景観審議会の意見をふまえて指針を別に示す。

※１　ただし、屋根勾配を3/10～4.5／10とし、建築物の軒の高さを10m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、13m以下とする。
※２　ただし、屋根勾配を3/10～4.5／10とし、建築物の軒の高さを15m以下とした場合に、建物（屋根の頂部）の高さは、18m以下とする。）

配置・位置の配慮工夫	規模・高さの配慮	形態・意匠の配慮工夫	色彩・素材の配慮工夫
ア周辺に対し突出しない配置や位置に配慮工夫すること イ眺望を保全すること	ア周辺に対し突出しない規模や高さとすること	ア景観遺産等の良好な景観と調和するよう形態・意匠に配慮すること	ア周辺景観と調和する落ち着きのある色調 イ自然素材又はこれに類する仕上とすること
ウ町並みの連続性を確保すること	イ 建物（屋根の頂部）の高さを地上10mかつ3階建て以下とすること ※１	イ伝統的町並みの景観形成 ウ壁･建具等の伝統的形態意匠に配慮すること	イ歴史的町並みに調和する落ち着きのある色調への配慮
ウ稜線を保全すること	イ 建物（屋根の頂部）の高さを地上15mかつ4階建て以下とすること ※２	イ城山を中心にした地区の自然と歴史的景観に調和する形態･意匠の配慮	イ自然と歴史的景観に調和する落ち着きのある色調
ウ町並みの連続性を確保すること		イ伝統的町並みの景観形成 ウ壁・建具等の伝統的形態意匠に配慮すること	イ歴史的町並みに調和する落ち着きのある色調への配慮
ウ稜線を保全すること ウ青野山の象徴的景観を確保・保全すること ウ河川眺望景観を確保・保全すること	イ 建物（屋根の頂部）の高さを地上10mかつ3階建て以下とすること ※１	イ生活文化景観の形成に努めること ウ自然と歴史的景観に調和する形態･意匠への配慮	イ自然景観に調和する落ち着きのある色調
	イ 建物（屋根の頂部）の高さを地上15mかつ4階建て以下とすること ※２	イ生活文化景観の形成に努めること ウ河川の周辺景観に調和する形態意匠に配慮	
ウ稜線を保全すること	イ 建物（屋根の頂部）の高さを地上10mかつ3階建て以下とすること ※１	イ生活文化景観の形成 ウ自然と歴史的景観に調和する形態･意匠への配慮	

景観形成地区	塀・垣根・外構等	屋根	附属建築物及び施設	屋外広告物等
共通事項	ア周辺と連続的な景観の形成に努めること	ア勾配屋根を使用すること	ア主建築物との調和に配慮し、一体的な形態意匠・色彩とすること イ目立たない位置・配置や形態・意匠・色彩等に配慮工夫すること ウ高さ15m以下とすること	ア屋上看板、公共空間占用の突出看板の掲出の禁止 イ周辺の景観に配慮した形態意匠・色彩及び規模
■ **殿町** 景観形成地区	イ連続した歴史的町並み景観の形成	イ石州赤瓦葺き		ウ面積5㎡以下とすること
1 城山 景観形成地区	イ田園と一体の景観の形成	イ石州赤瓦及びこれに類する仕上げ（石州赤瓦、黒瓦、草葺き、これらに類似する色調のスレート瓦、金属瓦等）		
2 本町界隈 景観形成地区	イ連続した歴史的町並み景観の形成			ウ面積7㎡以下とすること
3 町田・森村 景観形成地区	イ一体的な町並み景観の形成			
4 中座・大蔭 景観形成地区	イ田園と一体の景観の形成			ウ面積5㎡以下とすること
5 山並 景観形成地区				ウ面積7㎡以下とすること
6 麓耕 景観形成地区				ウ面積5㎡以下とすること
7 青野山眺望 景観形成地区				ウ面積7㎡以下とすること
8 左鐙・川筋 景観形成地区				ウ面積5㎡以下とすること
9 日原・枕瀬 景観形成地区				ウ面積7㎡以下とすること
10高津川筋 景観形成地区				
11堤田 景観形成地区				ウ面積5㎡以下とすること

自動販売機	照明	敷地内の緑化	施設や土地の利用	その他
ア関連施設以外での設置の禁止 イ自動販売機の目立たない配置や形態意匠・色彩に配慮工夫すること	ア周辺の生態等の環境に配慮すること イ周辺の夜景との調和に配慮し、過剰照明にならないよう努めること	ア敷地内の修景緑化に努めること イ境界部の生け垣化や修景に努めること ウ地域固有の樹木草花による緑化に努めること	ア空き家や空地化の回避に配慮工夫すること イ家屋や敷地の維持管理に努め修景に努めること ウ駐車場の修景に努めること ウ耕作地や森林の維持管理の継続 ウ耕作地や森林地の維持管理に配慮工夫し継続に努めること	ア鉄塔や電話中継施設等の半公共施設の高さは15m以下とすること。又、共架柱化するとともに、周辺景観と調和する落ち着きのある色調とすること。 イ点滅型ネオンサインの設置を禁止する。 ウシャッター設置を回避し界隈景観づくりに配慮すること ウシャッター設置を回避し界隈景観づくりに配慮すること

4　景観地区の指定

（1）景観地区の指定

景観形成地区のうち、特に象徴的な景観を中心にして良好な個性的景観の形成を図る必要がある地区ならびに景観形成上重要な景観が集中する地区を「景観地区」として指定します。

景観地区・・・・・・景観形成地区の一部特定区域として特に良好な景観形成が求められる地区について、景観法の景観地区の対象とします。

※　景観法の第61条の「景観地区」として指定します。

（2）景観地区に関する方針

① 基本方針

景観形成地区の内外には、各所に象徴的な山々や建造物・文化的景観などの象徴的景観が位置しそれが景観の焦点を形成していると同時に、地域の魅力となっています。地域住民の意識づくりや合意形成をはかりながら、地域の状況に準じた個別の景観計画を策定、追加し、きめ細やかな景観形成を推進することとします。

景観形成地区

景観地区

- 景観形成地区において、特に良好な景観形成が必要な地区
- 象徴的な山々や建造物・文化的景観などの象徴的景観が集約立地し、景観の焦点を形成している地区

ア　文化財等を除いた周辺景観の指定

景観法では、特に指定されているものについては、それを優先し、保存等についてこれらの法律で担保していることから、景観地区の対象外としています。当計画では、これら文化財等にあたる象徴的建造物や文化的景観等を除いた周りの区域を景観地区として指定し、良好な景観形成を図るものとします。

イ　背景と一体的な景観

文化財や象徴的建造物・樹木、文化的景観は単体の存在だけではなく、まわりを取り巻く周辺環境や地域と一体となって、まとまりのある個性的景観が形成されています。そうした良好な景観を構成する象徴的な対象景観と、その周辺の景観を一体的に良好なものにする必要から、背景となる周辺景観となる地区を「景観地区」として指定するものとします。

② 景観地区の指定基準

景観地区の指定に際し、次のような条件から選定します。

ア　景観の優れた地区

- 景観地域の中でも、景観形成上特に重要と認められる地区

イ　地区の個性的景観のある地区

- 地区を代表する文化財や景観重要建造物・景観重要樹木、文化的景観等が位置し、地区の象徴的な景観の保全・育成が求められる地区

ウ　人々に親しまれている地区

- 特に眺望景観・眺望点が優れている地区、印象的でゆっくり五感で味わえる景観のある地区

エ　総合的な景観づくりが求められる地区

- 地区を代表する文化財や景観資産および景観重要建造物・景観重要樹木等を中心とし、特にこれらの背景として一体的・総合的な景観づくりの取り組みが望まれる区域

オ　景観づくりが急がれる地区

- 上位・関連計画等と連携し、景観づくりが望まれる場所

カ　景観づくりの取り組みに住民の意向・意思のある地区

- 地域住民の景観づくりの意向や意志のある地区

キ　これまでの津和野町環境保全条例における特別保存地区の集中する地区

- きめ細かな指定が望まれる地区

5　景観遺産

これまでの津和野町環境保全条例における保存建物および保存記念物を中心として、町内景観のうち優れた景観、個性的な景観については、『景観遺産』として指定し、その保全と維持管理の推進を図ります。

5-1 景観建造物

（1）景観建造物の指定

良好な景観形成に重要な建造物について、津和野町独自の内容事項として景観建造物を定めます。（今後、景観法〔第８条第２項第４号〕に規定する「景観重要建造物」と認められる景観建造物については暫時検討していくものとします。）

景観建造物･･･景観形成上重要な建造物を景観建造物とします。

※　今後、景観重要建造物（景観法第８条第２項第四号における景観重要建造物）としての指定について、検討していきます。

※　景観建造物として調整し、所有者等との調整により承諾を得たものについて、景観重要建造物としての景観建造物の指定をはかっていきます。

（２）景観建造物に関する方針

① 基本方針

ア　目的

- 津和野町の優れた景観要素として、また地域の象徴として重要な存在の建造物を景観建造物として選定し、指定します。
- 地域の古き良き建造物を守り、今後も地域資源・景観資源として活用し次世代に継承していくことが望まれます。こうした建造物の存在は、町民にとって貴重な歴史文化資産であり、外観が特に優れているものは、これを保全し後世に伝えていく必要があります。
- 地域の景観構成の中心になる建造物について、その保全・継承を図り、景観計画に基づく町独自の指定対象として「景観建造物」を指定し方針を定めます。

イ　方針

- 町内には、これまでの環境保全条例に基づく「保存建物」・「保存記念物」が指定されていますが、当計画は、その基本的姿勢を継承し、景観建造物として発展させていくとともに、所有者の意向をふまえながら、景観建造物の指定を合わせて行うものとします。

ウ　指定基準

- 外観が、景観づくりの上で特に優れているもので、次の各号のいずれかに該当するものについて、景観建造物の指定調整をはかり、特に重要なものについては、所有者等の調整を経て景観法〔第19条第１項〕に規定する景観重要建造物の指定を行うものとします。

② 指定に際しての取扱い

ア　公共的な場所から容易に眺められる位置にある建造物を対象とします。

イ　建造物と一体になった庭などの敷地や土塀・石垣などの画地構造・工作物等が良好な景観づくりに寄与しているときは、これらを含め一体の指定をおこないます。

ウ　あらかじめ、所有者の意見を聴取し、その意向を尊重し指定することを基本とします。

③ 指定基準

ア　町内の身近な建造物で、地域で広く親しまれている建造物

イ　優れたデザインの建造物

- 景観・空間創造、造形の規範となる建造物

ウ　優れた技術が用いられている建造物

エ　再びつくることができない貴重な建造物

オ　歴史的景観、地域の個性的景観に寄与しているもの

- 歴史的な様式を継承した建造物や地域のシンボル的な存在の建造物

カ　まとまりのある一体的・総合的な景観づくりに寄与しているもの

- 町並み等まとまりのある一体的・総合的な景観づくりに寄与している建造物

5-2 景観樹木

（１）景観樹木の指定

良好な景観の形成に重要な樹木について、津和野町独自の内容事項として、当計画では景観樹木の名称で指定するものとします。（今後、景観法〔第８条第２項第４号〕に規定する景観重要樹木と認められる景観ついては暫時検討していくものとします。）

景観樹木・・・・・・景観形成上重要な樹木を景観樹木に指定します。

※　ただし、文化財保護法の規定により天然記念物等に指定・仮指定されているものは対象外とします。

※　基本的に、個別の樹木が対象になります。（樹林等の群生植物は、文化的景観等に定めます。また、一部草花については、今後の検討項目とします。）

※　景観樹木として調整し、所有者等との調整により承諾を得たものについて景観重要樹木としての「景観樹木」になるものとします。

（２）景観樹木に関する方針

① 基本方針

ア　目的

町内の身近な樹木で、地域の人々に親しまれているもの、地域を代表するもの、稀少・貴重なもの、歴史や文化的価値をもつ地域の資産的存在の対象、地域の個性的景観としてまとまりのある総合的な景観形成に寄与する樹木は、優れた津和野の景観要素として重要な存在です。地域の風土・景観を守り、今後も地域資源・景観資源として活用し次世代に継承していくことが望まれます。こうした樹木の存在は、地域住民・町民にとっても貴重な歴史文化資産であり、これを保全し、後世に伝えていく必要があります。

イ　方針

- 地域の景観形成に重要な樹木について、その保全・継承を図り、景観計画に基づく景観樹木として指定し方針を定めます。
- 景観樹木は、当計画で選定し、所有者等との調整を経て同意のもと指定します。さらに、特に重要な保存樹木について、景観法の景観重要樹木として選定、所有者等との調整を経て「景観重要樹木」として指定します。
- これまで、津和野町環境保全条例に基づく「保存記念物」が指定されていますが、当方針は、その基本的姿勢を継承し、景観樹木として発展させていきます。

　また、地域のシンボル的な存在や、町並みなどまとまりのある景観・総合的な景観づくりに寄与する樹木など、景観づくり上重要な樹木についても指定を行うものとします。

③ 指定に際しての取扱い

ア　公共的な場所から容易に眺められる樹木を対象とします。

イ　あらかじめ、所有者の意見を聴取し、その意向を尊重し指定することを基本とします。

ウ　樹林や社叢・森等、複数の樹木、樹木群については文化的景観として指定します。

④ 指定基準

ア　町内の身近な樹木で、地域で広く親しまれているもの

- 地域で育まれてきた巨樹・大樹、広く地域住民に親しまれてきた樹木

イ　地域を代表する樹木

- 地域で育まれてきた地域を代表する樹木、農業生産など地域の文化的景観づくりのうえで重要なシンボル的樹木
- 地域の風土景観を形成するうえで重要な樹木、稀少な自然価値の高い樹木

ウ　歴史的景観、地域の個性的景観に寄与しているもの

- 樹木の歴史的価値や文化的価値が高い樹木、あるいは歴史的価値が低くとも地域住民が親しんでいるシンボル的な存在の樹木

エ　町並みなどまとまりのある一体的・総合的な景観づくりに重要な樹木

- 緑豊かな町並み景観など、まとまりのある景観づくり、総合的景観づくりのうえで重要な樹木

5-3 生活文化景観

（１）生活文化景観の指定

地域における人々により形成されてきた地域固有の生活や生産風景等について、景観形成上重要なものを当計画では文化的景観とします。

生活文化景観・・・・・・地域の生活や文化・風習等により形成された風土の景観のうち、景観形成上重要なものを生活文化景観として指定します。

※　ただし、文化財保護法に指定・仮指定されているもの並びに当計画で保存建造物や保存樹木・保存記念物等に指定されているものは対象から外します。

※　所有者や管理者との調整により承諾を受けたものについて指定します。

（２）生活文化景観の方針

① 基本方針

ア　目的

● 津和野町環境保全条例に基づく生活文化景観の指定

これまでの津和野町環境保全条例では、保存計画の必要な「その他指定物件」として、主水畑等を指定しています。こうした町固有の文化的景観について、今後も継続して保存し維持管理していく必要から、当計画では特に重要な文化的景観を『生活文化景観』として指定していきます。

● 津和野らしい個性的で豊かな景観形成を図っていくために重要な集団的景観や文化的景観について、それを保存し継承していくことを目的に生活文化景観を指定します。

イ　方針

● 景観法および文化財保護法の観点からの文化的景観の指定

平成16年６月の景観法の制定にあわせ、文化財保護法の改正で、文化的景観（文化財保護法第２条）が設けられました。

文化財保護法では、都道府県又は市町村の申し出に基づき、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定できます（文化財保護法134条）が、当計画では、これを生活文化景観とします。

ウ　生活文化景観の指定

単体の対象物とその周辺景観によりのみ地域の景観が形成されるのではなく、様々な対象が複合して地域景観は形成されます。あるまとまりのある風景・景観を形成するもののうち、津和野を代表する集団的景観・文化的景観について、津和野町独自の内容項目として指定します。

③ 指定基準

ア　町内の身近な文化的景観で、地域で広く親しまれているもの

- 地域で育まれてきた人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観で身近な景観

イ　地域を代表する固有の生活文化景観

- 地域で育まれてきた地域を代表する文化的景観で、農業生産など地域景観づくりのうえで重要な象徴的景観
- 地域の風土景観を形成するうえで重要かつ放置すると滅失のおそれがある生活文化景観

ウ　歴史的景観、地域の個性的景観に寄与しているもの

- 歴史的価値や文化的価値が高い文化的景観、あるいはそれが低くとも、地域のシンボル的な存在の景観

エ　集落景観等とあわせ、まとまりのある一体的・総合的な景観づくりに重要な文化的景観

- 石州瓦の農村集落など、まとまりのある景観づくり、総合的景観づくりのうえで重要な文化的景観

5-4 眺望景観

（１）眺望景観の指定

良好な景観を眺める場所の確保、眺める対象としての眺望景観の保全、時空的な眺望景観の質の記録やチェックの手段として、さらにはそれらを総合して新たな津和野の魅力発見や景観形成に結びつく対象として、眺望景観を指定します。

眺望景観・・・・・・良好な景観の眺望・展望場所とそこから眺める景観について眺望景観として指定します。

※　個々の景観の対象物は、保全建造物や保全樹木他で対象となり、また、周辺景観等もそのなかに含まれることから、主には、中景・遠景の眺望景観が対象になります。

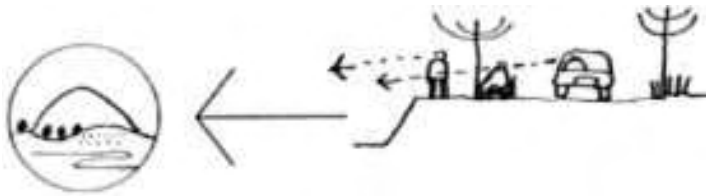

眺望（眺められる対象）　　視点場（眺める場所、眺める人）

（２）眺望景観に関する方針

① 基本方針

ア　目的

- 優れた眺望景観は、「津和野らしさ」を感じさせる貴重な景観資源です。個性ある良好な都市景観を形成するためにこれらを維持・保全し、さらに、津和野の魅力やイメージを高めることを目的として眺望景観を指定します。
- 各眺望点は、今後、景観の維持管理や創出に向けて、過去・現在・将来の景観像を比較することにより、景観の質の維持や活動・景観の推移を点検する指標として活用していきます。

イ　方針

- 基本的に保存地区等を対象に眺望景観の保全・創出の方針を定めます。
- また、津和野町内（景観計画区域）の優れた眺望点を選定し、各眺望景観の眺望点毎にその保全・創出の方針を定めます。なお、この眺望点は、今後、必要に応じて順次追加していくものとします。
- 指定された眺望景観について、定期的な点検をはかり、時空的な景観の質のチェックを推進していく資料として活用します。
- 指定された眺望景観について、津和野町の魅力ある景観の対象（例えば、津和野景観100選などの選出や観光眺望点の整備など）として充実展開していくものとします。
- 誇りある津和野らしい個性的な景観について、「日本のふるさと」としての津和野観光概念を創出する新たな観光資源・景観資源として活用します。

② 指定基準

ア　見通し景観の優れた景観と眺望点

- ながめの良い場所・眺望点とその眺望景観
- 高所からの優れた景観がのぞまれる眺望点と俯瞰景観
- 町並みや辻など、見通しのきく眺望点と、優れた景観として見上げる景観（仰角景観）や見通し景観のある場所

イ　地域の個性的景観と眺望点

- 地域を代表する眺望景観とその眺望点

ウ　人々に親しまれている景観と眺望点

- 住民が日常的に眺められる眺望景観とその眺望点
- 地域観光の拠点のひとつとして活用できる眺望景観や眺望点

エ　総合的なまとまりのある景観と眺望点

- 中景・遠景として優れた景観が眺望できる場所やそのまとまりのある眺望景観

6　重要公共施設

（１）重要公共施設の指定

道路・河川・都市公園、自然公園等に関わる公共施設（特定公共施設）のうち、良好な景観の形成に重要な公共施設について、『重要公共施設』として指定します。

重要公共施設・・・・・・津和野町独自の内容事項として景観形成上調整が必要と思われる公共施設を『重要公共施設』に指定します。

※　津和野町および住民・町民、関係公共機関等が景観形成上重要と思われる項目を指定し、今後、整備時に調整を推進していくものとします。

（２）重要公共施設の方針

① 基本方針

ア　目的

● 景観計画に関わる公共施設の整備についての基準づくり

津和野町の主要な幹線道路をはじめとする道路景観軸や河川景観軸、歴史・文化・自然景観の位置する保存地区等の景観形成に影響する公共施設の整備について基準を設けるとともに、関係者の間での調整をはかるものとします。

イ　方針

● 重要公共施設の整備は、住民・事業者・行政・関係者が参加し調整や協議の場を設け協働して景観づくりを推進していくことを狙いとします。

● 協議・調整の方法やルール等の設置をはかり、円滑かつ質の高い景観形成を図ります。

（３）重要公共施設の指定

① 指定基準

ア　主要な景観軸（周辺に良好な景観が広がる主要な河川・幹線道路）内および沿道地区の道路・河川等の公共施設

● これらの公共施設の占用、利用をはかる行為についての設置基準

● これらの公共施設の整備等（※）についての関係機関の協議・調整

※　橋梁等の塗り替え変更等、維持管理時の変更事項についての調整も含みます。

イ　景観計画により良好な景観形成が期待される地区での公共施設の整備

● これらの公共施設の占用、利用をはかる行為についての設置基準

● これらの公共施設の整備についての関係機関の協議・調整

ウ　その他の指定

場所・位置が景観形成上重要な対象、繰り返しや時間的に連続して設置整備されるもの、設置量が多いもの、大規模なもの、長期にわたる占用施設など、整備や管理状況に応じた調整も検討調整します。

（４）重要公共施設

① 指定基準

良好な景観を形成する観点から、景観計画に、それぞれの施設に関わる許可基準を定めることができます。基本的に、次の公共施設等について検討します。

ア　公共施設の占用・利用等についての許可基準

- 道路の占用許可（道路上空占用、道路空間占用等）
  - ○ 架線（電力、ＣＡＴＶ、有線）、電柱、電力施設等の占用
  - ○ 信号、看板・サイン他表示物など工作物等の占用
- 河川の占用許可
  - ○ 河川・水路等の占用（水路の蓋掛け、水路用水の引込み等）
- 土石等の採取
- 工作物等の新設の許可
- 公園管理者がおこなう公園施設の設置

イ　公的施設の整備等に係わる関係機関との協議・合意・調整

- 公共的設備についての整備協議・調整
  - ○ 電線・ケーブル（ＣＡＴＶ、有線、電話線等）、電柱等の設置について
  - ○ 携帯電話中継設備・アンテナ設備等の設置について
- 主要な道路施設・河川施設等の整備についての協議・調整
  - ○ 景観軸や環境形成地区内ならびに周辺の主要な道路等における公共施設
    - 主要な橋梁・トンネル・道路構造物（ガードレール、擁壁・標識等）
    - 主要な河川土手・構造、堰・橋梁等

第5章　今後の景観づくりの取り組み

1　住民・事業者・行政および関係者の連携協働による景観づくり

（1）住民・事業者・行政の参加と連携・協働の景観づくり

良好な景観づくりを進めていくには、行政が関わるだけでなく、住民や事業者の理解と協力、参画が求められます。日常的な生活とともに住民が気軽に参加し地区や地域の景観を充実させていくことが、景観づくりの基礎となります。そのためにも、住民や事業者が参加しやすい組織や体制、制度・施策づくり及び支援を行っていくものとします。

① 住民や景観づくりの活動団体、ＮＰＯ、公益法人等の景観づくりへの参画と、それを支える体制や制度・施策・支援

町民の参画機会を広く設定し、町民のアイデアや意見を反映した景観づくりを推進するとともに、幅広い景観の促進と定着を図ります。

② 住民自らが行動・実践する景観づくりの推進

住民主体の身近な景観づくりを推進し、地区固有の景観づくりや質の向上を図るため、住民・事業者や行政が協働連携できるような、機会や場づくりなどを進め、参加のシステム等を構築していきます。

③ 各景域や地域・地区の景観づくり

地域に根ざした固有の景観づくりのため、住民の自主的な景観協定やルールのもと、住民意識を反映した、特色のある景観づくりを推進していきます。

④ 住民・事業者・行政・関係者の役割分担と連携協働

住民・事業者・行政・関係者のそれぞれの特性を生かした役割分担と、連携協働により力を合わせた景観づくりへの取り組みを図っていきます。

（２）固有の景観の顕彰と保全・保存

地域・地区の景観は、先人と今日の住民の共通の価値観と意思により受け継がれていくことにより、地域に根づく存在となります。そのためにも、景観の意味や性格・質等を理解していくことが重要です。身の回りの歴史的景観や文化的景観、生活とともにある景観などの顕彰や発見を通じ、郷土愛に支えられ、みんなで守り育てていく景観づくりを推進することが重要になります。

① 景観づくりを推進し、運用していく組織・制度づくり

行政に加え、関係者の協議や住民活動の展開、景観の顕彰や具体的活動等の運用を推進していくための住民組織や団体、ＮＰＯ、景観整備機構（法92条）等の活用を推進していきます。

（３）行政の支援

住民や事業者・関係者等の景観づくりへの関心を深め、参画意識の醸成を図るため、広報や啓発・認知活動を積極的に推進していきます。

① 住民・町民の景観意識づくりと、普及・啓発

住民が景観に興味をもち、認識し景観意識の醸成を図りながら、景観づくりを推進していくための機会づくりや広報の充実を推進します。

② 景観づくりのモデルの提示

実際の整備を通じ景観への認識を深めていくために、先導的モデル事業の実践を図り、その過程や結果を町民に分かりやすく提示しながら、日常的に景観意識や参画意欲を高めていきます。

③ 町民活動支援の充実

町民活動に対して、活動し易い環境や体制づくり、支援体制等を体系化し、支援の充実を図ります。

④ 景観形成地区等の指定における地域支援

景観地区や景観形成地区、景観遺産等の指定についての地域活動や、景観資源の顕彰、保全活動等を進め実践的に支援を図っていきます。

2　事業の推進

（1）事業推進

① 庁内の認知と推進体制づくり

総合的な景観づくりを推進していくために、役場内の各部署等が連携できる体制づくりを図ります。

② モデル事業の実践

景観づくりの先導的モデルとして、また公共財産として、公共施設の整備時に効果的に景観づくりを推進していきます。

③ 景観に関する意識や制度、運用の持続

身近な景観づくり活動を推進するため、持続する活動や運動・体制であることが重要です。景観計画に基づき、日常的でささいな活動の積み重ねにより、今日の歴史文化を保全・育成し、次世代に継承していくものとします。

④ 景観形成地区や景観地区等の拡充

今後とも、各地区の住民の意向を踏まえ、意識の高揚とともに、住民の意識を踏まえた景観形成地区や景観地区等の拡充を図っていきます。

⑤ 地区計画制度や建築・土木、文化財法等、各種制度や法の活用

計画的な整備や持続的な活動を支援推進していくために、制度等の上手な活用を図ります。

（2）景観審議会

景観行政を推進するにあたり、町民や各種団体等の代表、専門家や学識経験者等で構成される審議会を組織し、意見を景観づくりに反映させていきます。

津和野町